



「いつか」が「今」かもしれません 空き家を所有されている方へ

企画空家政策課 都市計画係 ☎77・3909

「まだ大丈夫」、「思い出が詰まっているから」と、空き家をそのままにいませんか？

管理が行き届かない空き家は、火災や倒壊の恐れがあるだけでなく、防犯・衛生面で近隣の方へ悪影響を及ぼす可能性があります。

■空き家を管理する義務

空家等対策の推進に関する特別措置法第5条に「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める責務がある」と定められています。

■空き家を放置するデメリットやリスクは？

損害賠償

風や地震で屋根瓦などが飛び、通行人にケガをさせたりした場合、所有者が全額賠償しなければなりません。

資産価値の低下

換気などをしないと湿気が溜まり、建物自体が腐食し、価値が低下します。

防犯、衛生上のトラブル

害虫が大量発生し、衛生環境

を悪化させたり、不法侵入のおそれがあります。

■今日からできる3つのこと

1. 現状を確認する
年に数回、換気や清掃、庭木の剪定を行いましょ。
2. 家族で話し合う
相続する前、相続した後の「売却」「賃貸」「活用」「解体」について、早めに方針を決めましょ。
3. 専門家に相談する
専門団体(宅建士、司法書士など)の相談窓口を活用しましょ。



国民健康保険に関するお知らせ 資格確認情報を送付します

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

資格確認書は令和8年7月31日に有効期限を迎えますので、7月中旬に順次郵送いたします。

■国民健康保険加入者

「資格情報のお知らせ」は、国民健康保険の資格情報が記載されています。マイナ保険証をお持ちの方が対象で、世帯主宛に普通郵便で送付します。医療機関などを受診する際はマイナ保険証を提示してください。

■資格確認書

「資格確認書」はマイナ保険証をお持ちでない方が医療機関などを受診する際に提示する書類です。世帯主宛に特定記録で送付します。

■後期高齢者医療保険加入者

「資格情報のお知らせ」は、後期高齢者医療保険の資格情報が記載されています。マイナ保険証をお持ちの84歳以下の方で、普段からマイナ保険証を利用している方に普通郵便で送付します。医療機関などを受診する際はマイナ保険証を提示してください。

■資格確認書

「資格確認書」は、令和8年8月1日時点で85歳以上の方、

または84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない方、普段からマイナ保険証を使用していない方に特定記録で送付します。

■ご案内

医療機関窓口では、マイナ保険証の提示が原則となっています。マイナ保険証を利用しますと薬や診察データも連携されるため、より良い医療が受けられます。今一度マイナンバーカードの申請をご検討ください。なお、マイナ保険証をご利用の場合であっても、社会保険に加入するなど、健康保険が切り替わった際には国保年金係への届け出が必要になります。

※国民健康保険税を滞納すると、保険医療機関などで窓口負担割合を一旦全額自己負担する「特別医療費支給対象者」となる場合があります。



後期高齢者医療制度 令和8年4月からの保険料率が決まりました

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

後期高齢者医療保険制度において、皆さんが納める保険料は医療給付費の大切な財源となります。保険料率は、都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直すように法律で定められています。

■保険料の決め方

- ・保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で決定します。
- ・4月1日～翌年3月31日までの1年間の金額を決定します。
- ・(年度途中で新たに被保険者となった場合は、その月から月割りで計算します。)
- ・新しい保険料率による令和8年度の皆さんの保険料額は7月に決定となり、7月中旬より決定通知書を送付します。

■令和8年度の保険料

- ・医療分
- ・(均等割額) 51,000円
- ・(所得割額) 総所得金額などー基礎控除(43万円)×所得割率(9.40%)
- ・子ども・子育て支援金分
- ・(均等割額) 1,310円
- ・(所得割額) 総所得金額などー

基礎控除(43万円)×所得割率(0.25%)

■保険料の軽減制度

①所得の低い方の均等割額の軽減

軽減判定所得基準 (世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計)	軽減割率 (上段：医療分) (下段：子ども・子育て分)	軽減後の 均等割額
43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)※以下の場合	7.2割軽減	14,280円/年
	7割軽減	393円/年
43万円+(31万円×世帯内の被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)※以下の場合	5割軽減	25,500円/年
	5割軽減	655円/年
43万円+(57万円×世帯内の被保険者)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)※以下の場合	2割軽減	40,800円/年
	2割軽減	1,048円/年

※世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当

する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。

- ・給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える
- ・65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入が125万円を超える
- ・65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える

注意

所得の申告をされていない方については、軽減の適用を受けるために所得の申告が必要となる場合があります。

②会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療保険制度加入の前日に会社の健康保険や、共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方の「均等割額」は、加入した月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」は、引き続き賦課されません。

※国民健康保険及び国民健康保険組合の被保険者であった方は該当しません。

※「①所得の低い方の均等割額の軽減」に該当する場合は軽減割合の高い方が優先されます。

芝山あおぞらフリーマーケット開催

生涯学習課 文化振興係 ☎77・1861

殿塚・姫塚古墳の発掘から70周年を記念したプロジェクトの第二弾として、これまでご家庭や会社で眠っていた品々を集めた「芝山あおぞらフリーマーケット」を開催します。

本や雑誌、着物、古着、食器・陶器、古美術品、昭和家電、子ども用品など、多彩な品物が並びます。思わぬ掘り出し物に出会えるかもしれません。

当日は、かき氷とポップコーンを数量限定で無料配布いたします。見学だけでも大歓迎です。ぜひお気軽にお立ち寄りください。詳しくは「ヒストリーパークしばやま活用推進協議会」公式SNSをご覧ください。

■日時 8月1日(土)2日(日)
午前9時～午後4時 入場無料

■場所 旧西村旅館(芝山町芝山293)

■公式インスタグラム



@HISTORYPARK_SHIBAYAMA